

## 生物多様性に関する企業・自治体の主な取組について

(平成 23 年 2 月 2 日現在)

### 1. 企業の取組について

#### (1) 生物多様性民間参画パートナーシップ

日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会が中心となり、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、条約の実施に関する民間の参画を推進することを目的としたマルチステークホルダーの枠組みを、COP10 会期中に設立した。

・参加会員数: 440

【内訳】

事業者 : 404、経済団体 : 14、NGO: 13、公共: 9

#### (2) 中部経済連合会 生物多様性宣言

中部経済連合会は、COP10を歴史的契機と捉え、自然との共存による事業活動を継続し、子供たちのために、地球の豊かな未来に向けて発展させていくため、「中部経済連合会 生物多様性宣言」を発表した。なお、この宣言は「日本経団連 生物多様性宣言」及び「環境省 生物多様性民間参画ガイドライン」を踏まえた内容となっている。

・宣言日 平成 22 年 10 月 4 日

・宣言文

「わたしたちは、中部地域が豊かな自然の恵みにより世界屈指のものづくり産業を育んできたことを認識し、「COP10 愛知・名古屋」を契機として、決意新たに、生物多様性条約の理念を尊重し、事業活動ならびに社会貢献活動において、生物多様性に資する取組みを積極的に推進することを宣言する」

・行動指針

- ◇中部地域の豊かな自然ともものづくりとの調和
- ◇生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用
- ◇先進的技術の活用による生物多様性保全への貢献
- ◇国内外の関係組織との連携と人材育成の推進

## 2. 地方自治体の取組について

### (1) 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法(平成 20 年6月施行)では、「都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」と規定している(第 13 条)。また、環境省は、平成 21 年9月に「生物多様性地域戦略策定の手引き」を策定するなど、地方自治体による地域戦略の策定を推進している。

- ・策定済み

12 自治体(都道府県:8、市町村:4)

- ・策定中・検討中

51 自治体(都道府県:31、市町村:20)

### (2) 生物多様性国際自治体会議

国内外の自治体が集まり、それぞれの地域が抱える生物多様性に関する課題・問題点や先進的な取り組み事例について情報交換し、自治体の取組を世界に発信するため、COP10 会期中に開催された。

- ・開催日:平成 22 年 10 月 24 日(日)～26 日(火)

- ・会場:名古屋東急ホテル

- ・主催:愛知県、名古屋市、COP10 支援実行委員会

- ・共催:生物多様性条約事務局(SCBD)

イクレイ(ICLEI)－持続可能性をめざす自治体協議会

- ・参加規模 30 カ国 249 団体、679 人

【内訳】

国内自治体	129 団体	353 人
-------	--------	-------

国外自治体	56 団体	99 人
-------	-------	------

国際機関等	64 団体	227 人
-------	-------	-------

- ・主な成果

市民、企業、学術、自治体間のパートナーシップの確立や、生物多様性に関する意識啓発を行うことの重要性の確認などを内容とする「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を採択し、COP10 閣僚級会合において発表した。